

3 安城市男女共同参画審議会規則

安城市男女共同参画審議会規則

平成 20 年 3 月 26 日
安城市規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安城市男女共同参画推進条例（平成 20 年安城市条例第 15 号）第 18 条第 8 項の規定に基づき、安城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に第 2 条第 2 項の規定により公募した委員の任期は、安城市男女共同参画推進条例第 18 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。